

2020年8月7日

『平成30年版 電気設備の技術基準（省令及び解釈）の解説』

本会出版の標記図書において誤記がございました。下記のとおり訂正してお詫び申し上げます。

訂正箇所	正	誤
P7	<b>第46条</b> 太陽電池発電所等の電線等の施設（略）	<b>第46条</b> 太陽電池発電所の電線等の施設（略）
P207 第16条解説 下から 1行目	<p><b>第5項</b>は、太陽電池モジュールの絶縁性能を定めたもので、<b>第一号</b>の試験電圧の考え方は<b>第4項</b>と同じである。<b>第二号</b>は、<u>使用電圧が低圧の場合</u>、日本工業規格 JIS C 8918（1998）及び JIS C 8939（1995）<u>に適合した場合、省令第58条の規定に準ずることにより確認できることを示している。</u>⑱解釈では小出力発電設備の場合に適用できる規定であったが、⑳解釈で、使用電圧が低圧の場合にも適用できると規定した。</p> <p><u>これらの日本工業規格では、</u>太陽電池モジュールは（試験電圧）＝2×（最大システム電圧）＋1,000Vの直流電圧で1分間の試験に耐えることとなり、これに合格した太陽電池モジュールであれば、<b>第一号</b>の試験にも十分耐えるものと考えられる。</p> <p>（略）</p>	<p><b>第5項</b>は、太陽電池モジュールの絶縁性能を定めたもので、<b>第一号</b>の試験電圧の考え方は<b>第4項</b>と同じである。<b>第二号</b>は、日本工業規格 JIS C 8918（1998）及び JIS C 8939（1995）<u>を引用し、</u>⑱解釈で新たに定めた規定である。</p> <p><u>これらの規格では、</u>太陽電池モジュールは（試験電圧）＝2×（最大システム電圧）＋1,000Vの直流電圧で1分間の試験に耐えることとなり、これに合格した太陽電池モジュールであれば、<b>第一号</b>の試験にも十分耐えるものと考えられる。</p> <p>（略）</p>

<p>P209 第 16 条 解説 下から 3 行目</p>	<p>なお、この解釈では、基本的に現地で確認できる方法で回路の絶縁性能を規定しているが、上記の接地型計器用変圧器等については、現場試験の実施に当たって各種の難点があるため、やむを得ず工場試験による方法で規格としての絶縁性能を示したものである。</p> <p><u>第五号は、太陽光モジュールに接続される逆変換装置（いわゆるパワーコンディショナ）の絶縁性能については、JEC-2470（2005）による絶縁耐力試験及び常規対地電圧の印加試験により確認できることを示している。㊸解釈において追加した。</u></p>	<p>なお、この解釈では、基本的に現地で確認できる方法で回路の絶縁性能を規定しているが、上記の接地型計器用変圧器等については、現場試験の実施に当たって各種の難点があるため、やむを得ず工場試験による方法で規格としての絶縁性能を示したものである。</p>
<p>P280 第 38 条 条文 上から 2 行目</p>	<p>【変電所等からの電磁誘導作用による人の健康影響の防止】（省令第27条の2）</p> <p>第39条 変電所又は開閉所（以下この条において「変電所等」という。）から発生する磁界は、第3項に掲げる測定方法により求めた磁束密度の測定値（実効値）が、商用周波数において200<math>\mu</math>T以下であること。ただし、田畑、山林その他の人の往来が少ない場所において、人体に危害を及ぼすおそれがないように施設する場合は、この限りでない。</p>	<p>【変電所等からの電磁誘導作用による人の健康影響の防止】（省令第27条の2）</p> <p>第 39 条 変電所又は開閉所（以下この条において「変電所等」という。）から発生する磁界は、第3項に掲げる測定方法により求めた磁束密度の測定値（実効値）が、商用周波数において200<math>\mu</math>T以下であること。ただし、田畑、山林その他の人の往来が少ない場所において、人体に危害を及ぼすおそれがないように施設する場合は、この限りでない。</p>
<p>P294 第 46 条 条文 上から 1 行目</p>	<p>【<u>太陽電池発電所等</u>の電線等の施設】（省令第4条）</p>	<p>【<u>太陽電池発電所</u>の電線等の施設】（省令第4条）</p>
<p>P334 第 47 条 解説 上から 11 行 目</p>	<p>（ロ）は、運転操作に常時必要な遮断器の監視装置及び操作装置の施設を求めている。ここで、使用電圧が<u>100,000V</u>を超える変圧器を施設する発電所に限っているのは、常時監視をしない変電所の施設条件（→第48条第1項第五号）との整合を図るためであり、㊸ 解釈で追加されたものである。</p>	<p>（ロ）は、運転操作に常時必要な遮断器の監視装置及び操作装置の施設を求めている。ここで、使用電圧が<u>100,000kV</u>を超える変圧器を施設する発電所に限っているのは、常時監視をしない変電所の施設条件（→第48条第1項第五号）との整合を図るためであり、㊸ 解釈で追加されたものである。</p>

P559  
第 113  
条 文  
113-1  
表  
下から  
1 段、  
2 段の  
縦線の  
位置

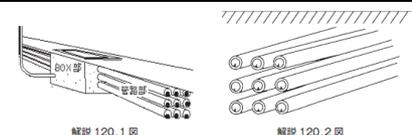
113-1 表

電線の種類	他の工作物の種類		
	屋上に施設される低圧電線、他の低圧屋上電線路の電線	屋上に施設される高圧又は特別高圧の電線、弱電流電線等、アンテナ又は水管、ガス管若しくはこれらに類するもの	左記以外のもの（当該低圧屋上電線路を施設する遮害材、変圧電機及び高圧の屋上電線路の電線を除く。）
バスダクト	0.3m		
高圧絶縁電線、特別高圧絶縁電線又はケーブル	0.3m		
絶縁電線又は多心電線若しくはケーブルであって低圧防護器具により防護したもの	0.3m		0.6m
上記以外のもの	0.3m	1m	0.6m

113-1 表

電線の種類	他の工作物の種類		
	屋上に施設される低圧電線、他の低圧屋上電線路の電線	屋上に施設される高圧又は特別高圧の電線、弱電流電線等、アンテナ又は水管、ガス管若しくはこれらに類するもの	左記以外のもの（当該低圧屋上電線路を施設する遮害材、変圧電機及び高圧の屋上電線路の電線を除く。）
バスダクト	0.3m		
高圧絶縁電線、特別高圧絶縁電線又はケーブル	0.3m		
絶縁電線又は多心電線若しくはケーブルであって低圧防護器具により防護したもの、高圧絶縁電線、特別高圧絶縁電線又はケーブル	0.3m		0.6m
上記以外のもの	0.3m	1m	0.6m

P579  
第 120  
条  
解説  
解説  
120.1  
図、解説  
120.2  
図



P598  
第 126  
条  
条文  
上から  
3 行目

3 トンネル内電線路の低圧電線が、当該トンネル内の他の低圧電線（管灯回路の配線を除く。以下この条において同じ。）、弱電流電線等又は水管、ガス管若しくはこれらに類するものと接近又は交差する場合は、[第167条](#)の規定に準じて施設すること。

3 トンネル内電線路の低圧電線が、当該トンネル内の他の低圧電線（管灯回路の配線を除く。以下この条において同じ。）、弱電流電線等又は水管、ガス管若しくはこれらに類するものと接近又は交差する場合は、[第 111 条第 3 項](#)の規定に準じて施設すること。

P654  
第 139  
条  
解説  
下から  
8 行目

138-2 表は、架空通信線のうち支持物から屋内に引き込む部分、すなわち架空通信引込線についての規定である。架空通信引込線は、引き込むべき建造物との関係で、架空通信線の引込線でない部分と同一の高さを保つことは困難な場合が多いので、この部分についての地表上の高さについて緩和している（→解説 116.1 図）。第 2 項ただし書は、第 1 項ただし書と同様の趣旨である。なお、これら架空引込部分について、弱電流電線の路面上の高さを定めた道路法施行令 [第 11 条](#)

138-2表は、架空通信線のうち支持物から屋内に引き込む部分、すなわち架空通信引込線についての規定である。架空通信引込線は、引き込むべき建造物との関係で、架空通信線の引込線でない部分と同一の高さを保つことは困難な場合が多いので、この部分についての地表上の高さについて緩和している（→解説116.1図）。第2項ただし書は、第1項ただし書と同様の趣旨である。なお、これら架空引込部分について、弱電流電線の路面

	<p><a href="#">の2</a>及び有線電気通信設備令第8条の規定は、一般架空部分と架空引込部分とを区別しておらず、字句上若干の差異はあるが、この解釈の規定によって施設すれば、これらの政令の規定も満足するようになっている。</p>	<p>上の高さを定めた道路法施行令<a href="#">第11条第2</a>及び有線電気通信設備令第8条の規定は、一般架空部分と架空引込部分とを区別しておらず、字句上若干の差異はあるが、この解釈の規定によって施設すれば、これらの政令の規定も満足するようになっている。</p>
<p>P704 第153条 解説 下から 11行 目</p>	<p>第一号は、取扱者が常時電動機の近くにおいて、電動機に異常が発生すれば視覚又は臭覚によって直ちに適正な処置がとれる場合である。この場合の「常時取扱者が監視できる」とは、例えば電動機に異常が生じて大事に至る前に必ず発見できる<a href="#">程度の間隔</a>をもって巡視している場合なども含まれると考えてよい。</p>	<p>第一号は、取扱者が常時電動機の近くにおいて、電動機に異常が発生すれば視覚又は臭覚によって直ちに適正な処置がとれる場合である。この場合の「常時取扱者が監視できる」とは、例えば電動機に異常が生じて大事に至る前に必ず発見できる<a href="#">程度の</a>間隔をもって巡視している場合なども含まれると考えてよい。</p>